

「平成16年度労働保険年度更新について」

労働保険料（労災保険料と雇用保険料）の申告・納付期限は4月1日（木）から5月20日（木）です。すでに郵送されている申告書に保険料を添えて、最寄りの金融機関、郵便局、労働基準監督署または東京労働局へ早めに申告・納付して下さい。やむをえない事情で保険料を納付できない場合でも、申告書は必ず期日までに労働基準監督署または東京労働局へ提出して下さい（郵送可）。また、社会保険労務士および労働保険事務組合もご利用できます。

なお、東京労働局ホームページには、自動計算機能の付いた「申告書の書き方」が掲載されていますので、こちらもぜひご活用下さい。

(URL <http://www.roudoukyoku.go.jp>)

労働保険に関する問い合わせ、申告書の郵送提出先は

〒112-8581

文京区後楽2-5-1 飯田橋ファーストビル2階

東京労働局 労働保険徴収部 適用課

TEL 03-3818-8239

FAX 03-5689-5072